

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因のほか、当事者の価値観等、問題が複雑に絡まり合っています。自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であり、その多くが防ぐことのできる問題です。そのため、自殺対策は、教育、福祉、保健・医療、労働、その他の関係機関との連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施する必要があります。

わが国の自殺者数は平成 10（1998）年に急増し、3 万人前後の高い水準で推移してきました。これを受け、国では平成 18（2006）年に自殺対策基本法が施行、翌平成 19（2007）年には「自殺総合対策大綱*」が閣議決定され、国をあげて自殺対策が推進されたことで、自殺に対する社会の認識が「個人の問題」から「社会の問題」へと変化し、わが国の自殺対策は大きく前進してきました。しかし自殺者数は依然として 2 万人を超えており、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活環境の変化や雇用情勢の悪化等を背景に、女性や子ども・若者の自殺が増加しているなど、厳しい状況が続いています。

このような中、令和 4（2022）年 10 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」では、新型コロナウイルスの感染拡大等を背景とした社会情勢の変化や近年の自殺の状況を踏まえて、今後 5 年間に取り組むべき施策を新たに位置づけて自殺対策を進めることが示されています。

本市では、平成 31（2019）年 3 月に「刈谷市自殺対策計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取組を推進してきましたが、令和 5（2023）年度で計画期間の終了を迎えることから、国や県の動向や本市のこれまでの取組の進捗状況を踏まえつつ、本市における自殺対策の現状と課題を明らかにした上で、「第 2 次刈谷市自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

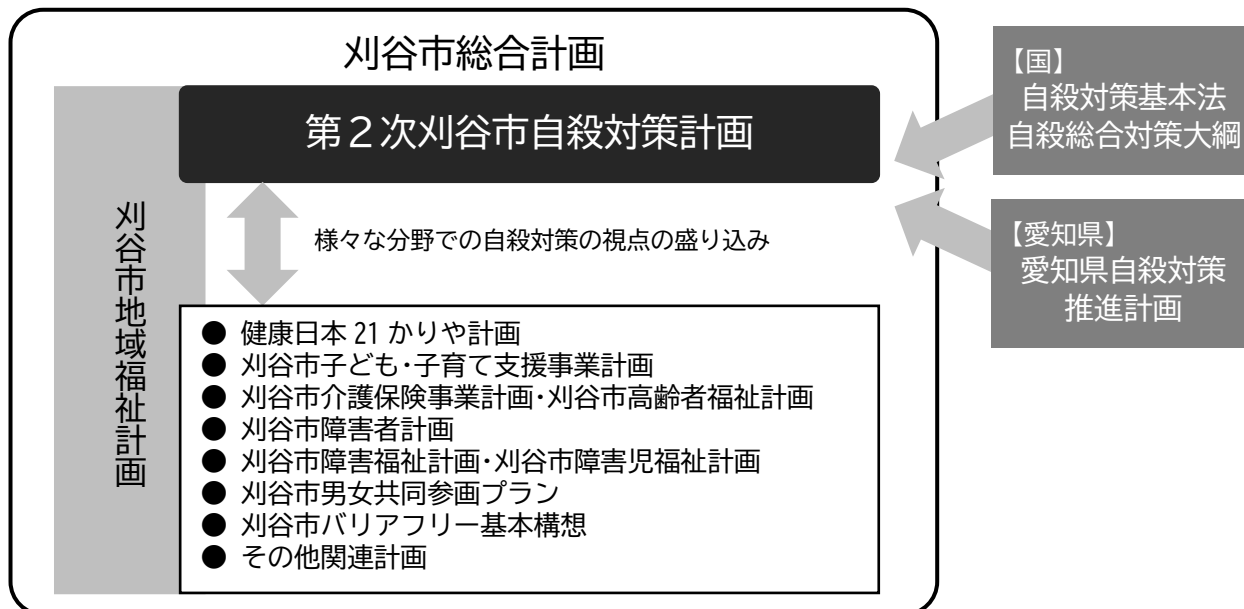
2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの 5 か年とします。計画の最終年度である令和 10（2028）年度には、計画の進捗状況の評価・検証を行います。

年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
刈谷市自殺対策計画	第 1 次刈谷市自殺対策計画					第 2 次刈谷市自殺対策計画				

3 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけられます。また、「刈谷市総合計画」を上位計画として、「刈谷市地域福祉計画」、その他関連計画との整合を図ります。



4 計画策定に向けた体制

(1) 推進委員会・策定部会

学識経験者、各種団体の代表者等により組織される「刈谷市自殺対策計画推進委員会」、関係課職員により組織される「刈谷市自殺対策計画策定部会」において、計画案の検討を行いました。

(2) 関係団体等ヒアリング調査

教育、福祉、保健・医療、労働、その他の関係機関・団体を対象にヒアリングシートによる聞き取り調査を行い、計画策定のための基礎資料として、自殺対策やこころの健康づくり等に関する取組の状況や本市の現状・課題、行政との協働の意向等を把握しました。

(3) 自殺対策関連事業実施状況調査

関係課に対し、調査シートによる自殺対策関連事業の現状・課題、方向性に関する調査を行い、計画策定のための基礎資料としました。

(4) パブリックコメント

行政運営の透明性の向上や市民との協働による施策の推進を図ることを目的に、市民に対し、計画案の公表と説明・意見の募集を行うパブリックコメントを実施しました。